

伊豆の国市農業委員会 8 月定例会議議事録

開催日時 令和 7 年 8 月 12 日 (火)
午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分
場 所 あやめ会館 3 F 多目的ホール

出席委員： 11 人 欠席： 3 人

No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名
1	遠 藤 照 彦	5	松 下 満 雄	9	土 田 哲	13	萩 原 一 英	事務局	小坂 高一郎
2	山 田 尚 志	6	與五澤文義	10	窪 井 千 容	14	鈴 木 宗 雄		小澤 竜哉
3	中 川 謙 一	7	渡 邊 伸 一	11	天 野 進				福本 南斗
4	土 屋 克 彦	8	内 田 久	12	星 合 省 吾				

推進委員： 10 人 欠席： 1 人

No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名
1	杉 山 芳 喜	4	岡 本 仁	7	渡 邊 光 一	10	土 屋 栄
2	白 井 孝	5	久保田正一	8	田 中 正 男	11	重田庄八郎
3	高 梨 誠	6	渡 邊 一 弘	9	平 木 宏		

議事の内容

審議案件 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請書承認の件・・・・・・・・・・12件
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請書承認の件・・・・・・・・・・2 件
議案第 3 号 農地の利用目的変更申請書承認の件・・・・・・・・・・2件

報告事項 農地法届出書(専決事項)について
報告第 1 号 農地法第 4 条届出書受理の件・・・・・・・・・・2 件
報告第 2 号 農地法第 5 条届出書受理の件・・・・・・・・・・1 件

その他 農用地利用集積等促進計画案について
遊休農地調査について

開 会 事務局長	ただ今から 8 月定例農業委員会を開催します。 なお、各委員の皆様におかれましては、携帯電話をマナーモードへの切り替えをお願いいたします。 本日、農業委員の過半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことを報告します。 それでは、会長の進行により、慎重なる審議の程、よろしくお願いしたいと思います。
議事録署名人指名 会 長	それでは議事に入ります。議事録署名人を指名致します。1 番遠藤委員、2 番山田委員を議事録署名人に指名いたします。では、議案第 1 号に入ります。
審議案件 【議案第 1 号】 会 長	○【議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請書承認の件】 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第 1 号 17 番について、事務局より概要説明をしてください。
事務局	議案第 1 号 17 番について「朗読」 議案第 1 号「農地法第 3 条許可」の 17 番について説明します。場所と写真は資料番号①をご覧ください。 譲受人の経営面積は 9,413㎡になります。譲受人の年齢は 77 歳で農作業経験は 50 年あり、農地の管理能力については、申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては、水稻とミカンを栽培する予定です。申請地は自宅から車で 3 分ほどの距離にあるため、通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第 3 条第 2 項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は 3 筆で 70 万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区の担当委員は 8 番内田委員です。よろしくお願いします。
8 番内田委員	（議案第 1 号 17 番農地法第 3 条許可について説明）
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一推進委員から意見ををお願いします。
渡邊光一推進委員	（議案第 1 号 17 番農地法第 3 条許可について意見）
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	（質問等）
事務局	（回 答）
推進委員	（質問等）
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。

	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第1号の18番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号18番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の18番について説明します。場所と写真は資料番号②をご覧ください。 本申請は、譲渡人が令和2年5月12日付け伊国農委第3号許可番号第8号で受けた農地法第3条許可に基づく区分地上権を、譲受人へ移転するものです。申請に至った経緯としましては、譲渡人が事業譲渡により伊豆の国市での拠点が無くなるため、区分地上権を譲り受けるとのことです。区分地上権による農地法3条の許可につきましては、全部効率要件や農作業従事要件等の許可要件は適用除外となります。申請地の所在ですが県道19号(伊東大仁線)沿いにある遊戯施設を下畑方面に600mほど上り、左折した先にある深沢川に隣接した土地になります。航空写真で確認すると、安寧の郷の南側に当たります。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、下畑地区担当の11番天野委員及び土屋推進委員は本日欠席ですので、このまま質問に移りたいと思います。 質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第1号の19番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号19番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の19番について説明します。場所と写真は資料番号③をご覧ください。 譲受人の経営面積は6,581㎡になります。譲受人の年齢は43歳で農作業経験は15年あり、農地の管理能力については、申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては、イチゴを栽培する予定です。申請地は自宅から車で500mほどの距離にあるため、通作には問題あり

	ません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は3筆で205万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、葦山多田地区担当委員は6番與五澤委員です。よろしくお願いします。
6番與五澤委員	(議案第1号19番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて葦山多田地区担当の久保田推進委員から意見ををお願いします。
久保田推進委員	(議案第1号19番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
委 員	(質問等)
事務局	(回 答)
委 員	(質問等)
事務局	(回 答)
委 員	(質問等)
事務局	(回 答)
委 員	(質問等)
事務局	(回 答)
委 員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第1号の20番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号20番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の20番について説明します。場所と写真は資料番号④をご覧ください。

	譲受人の経営面積は4,697㎡になります。譲受人の年齢は43歳で、農作業経験は2年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においてはイチゴを栽培する予定です。申請地は自宅から5kmほどの距離にあるため、通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は1筆で93万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、葦山多田地区担当委員は6番與五澤委員です。よろしくお願いします。
6番與五澤委員	(議案第1号20番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて葦山多田地区担当の久保田推進委員から意見をお願いします。
久保田推進委員	(議案第1号20番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。 質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第1号の21番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号21番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の21番について説明します。場所と写真は資料番号⑤をご覧ください。 譲受人の経営面積は4,752㎡になります。譲受人の年齢は77歳で、農作業経験は60年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地野菜を栽培する予定です。申請地は自宅から車で5分ほどの距離にあるため、通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は1筆で27万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、南江間地区担当委員は13番萩原委員です。よろしくお願いします。
13番萩原委員	(議案第1号21番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて南江間地区担当の重田推進委員から意見をお願いします。

重田推進委員	(議案第1号21番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。 質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第1号の22番、23番については関連がありますので一括して審議をお願いします。また、議案第1号の22番について、●●推進委員は貸人に該当するため、農業委員会等に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当しますので退席してください。 (●●推進委員退席)
会 長	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号22番、23番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の22番及び23番について説明します。場所と写真は資料番号⑥番及び⑦番をご覧ください。 譲受人の市内経営面積は4,209.2㎡で、沼津市の耕作面積を合わせると81,078.56㎡になります。譲受人の年齢は56歳で、農作業経験は33年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においてはミカンを栽培する予定です。申請地は自宅から車で10分ほどの距離にあるため、通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。議案第1号の22番の賃料は10a当たり3万円、23番の売買価格は1筆で33.4万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区担当委員は8番内田委員です。よろしくお願いします。
8 番内田委員	(議案第1号22番、23番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて推進委員の補足説明ですが、小坂地区担当の●●推進委員は現在退席しているため、質問に移りたいと思います。 質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。

会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は举手願います。 (举手全員)
会 長	ありがとうございました。 举手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第1号の24番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号24番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の24番について説明します。場所と写真は資料番号⑧をご覧ください。 譲受人の経営面積は0㎡ですが、本案件で1,447㎡になります。譲受人の年齢は75歳で農作業経験は8年あり、農地の管理能力については申請書及び営農計画書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地野菜を栽培する予定です。申請地は自宅から車で5分ほどの距離にあるため、通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は4筆で10万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、原木、四日町地区の担当委員は10番窪井委員です。よろしくお願いします。
10番窪井委員	(議案第1号24番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて原木、四日町地区担当の平木推進委員から意見ををお願いします。
平木推進委員	(議案第1号24番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は举手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。 質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は举手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は举手願います。 (举手全員)
会 長	ありがとうございました。 举手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第1号の25番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号25番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の25番について説明します。場所と写真は資料番号⑨をご覧ください。 譲受人の経営面積は742㎡になります。譲受人の年齢は76歳で、農作業経験は33年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においてはミカンを栽培する予定です。申請地は自宅から徒歩で1分ほどの距離にあるため、通作には問題ありません。

	ん。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は10aあたり5万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区担当委員は8番内田委員です。よろしくお願いします。
8 番内田委員	(議案第1号25番農地法第3条許可について説明) 担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一推進委員から意見ををお願いします。
渡邊光一推進委員	(議案第1号25番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。 質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第1号の26番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号26番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の26番について説明します。場所と写真は資料番号⑩をご覧ください。 本申請は、議案第1号25番と同じ申請人が農地の権利を取得しようとする案件ですので、同じ部分は省略します。譲受人の経営面積は、先ほどの議案第1号25番を合わせると2,870㎡になります。申請地においてはミカンを栽培する予定です。申請地は自宅から徒歩で3分ほどの距離にあるため、通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は10aあたり5万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区担当委員は8番内田委員です。よろしくお願いします。
8 番内田委員	(議案第1号26番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一推進委員から意見ををお願いします。
渡邊光一推進委員	(議案第1号26番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、

	議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第1号の27番、28番については関連がありますので一括して審議をお願いします。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号27番、28番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の27番及び28番について説明します。 場所と写真は資料番号⑪番及び⑫番をご覧ください。 譲受人の経営面積は0㎡ですが、本案件で777㎡になります。譲受人の年齢は72歳で、農作業経験は18年あり、農地の管理能力については申請書及び営農計画書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地野菜を栽培する予定です。申請地は自宅から車で5分ほどの距離にあるため、通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は10aあたり150万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、奈古谷地区担当委員は5番松下委員です。よろしくお願いします。
5 番松下委員	(議案第1号27番、28番農地法第3条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて奈古谷地区担当の岡本推進委員から意見をお願いします。
岡本推進委員	(議案第1号27番、28番農地法第3条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願

	います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
【議案第2号】 会 長	○【議案第2号 農地法第5条許可申請書承認の件】 議案第2号「農地法第5条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第2号2番について、事務局より概要説明をしてください。
事務局	議案第2号2番について「朗読」 議案第2号「農地法第5条許可」の2番について説明します。場所と写真は資料番号⑬をご覧ください。 借人は貸人の子供夫婦です。現在アパートに暮らしており、今後子供もできる予定で手狭になるため、自己所有の住宅を建築したいと思い、本申請に至りました。 申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内にある農地で第1種農地に区分されます。第1種農地は原則として転用は許可できませんが、第1種農地の不許可の例外規定にある「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているもの」に該当すると考えます。 農地法第4条第6項第3号、第4号、第5号の各号にも該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。 現地確認については8月6日（水）に、萩原委員と重田推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、北江間地区の担当委員は13番萩原委員です。よろしくお願いします。
13番萩原委員	(議案第2号2番農地法第5条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて北江間地区担当の重田推進委員から意見ををお願いします。
重田推進委員	(議案第2号2番農地法第5条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
委 員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。

	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第２号第３番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第２号第３番について「朗読」 議案第２号「農地法第５条許可」の３番について説明します。場所と写真は資料番号㊹をご覧ください。 申請人は農地所有適格法人の役員です。今後法人として活動を行っていくにあたり、主要な耕作地である奈古谷地区に居住しようと考え申請に至りました。 申請地は、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第３種農地のいずれの要件にも該当しない第２種農地に区分されるため代替性の検討が必要となります。申請地周辺について用地選定を行った土地の選定理由を確認し、申請地以外に設置できないことを確認しております。 農地法第４条第６項第３号、第４号、第５号の各号にも該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。 現地確認については８月６日（水）に、松下委員と岡本推進委員と行いました。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、奈古谷地区担当委員は５番松下委員です。よろしくお願いします。
５番松下委員	(議案第２号第３番農地法第５条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて奈古谷地区担当の岡本推進委員から意見ををお願いします。
岡本推進委員	(議案第２号第３番農地法第５条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
委 員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長 【議案第３号】	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 ○【議案第３号 農地の利用目的変更申請書承認の件】 議案第３号「農地の利用目的変更申請書承認の件」を議題とします。 議案第３号第１番について事務局より概要説明をしてください。
事務局	議案第３号第１番について「朗読」

	議案第３号「農地の利用目的変更申請書承認」の１番について説明します。場所と写真は資料番号㊫をご覧ください。 現地確認については８月６日（水）に内田委員、渡邊光一推進委員と行いました。事務局からの説明は以上となります。オレンジファイルも併せてご確認ください。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区担当委員は８番内田委員です。よろしくお願いします。
８番内田委員	（議案第３号１番農地の利用目的変更申請書承認について説明）
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一推進委員から意見ををお願いします。
渡邊推進委員	（議案第３号１番農地の利用目的変更申請書承認について意見）
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。 質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	（質問等）
事務局	（回 答）
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 （挙手全員）
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第３号第２番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第３号２番について「朗読」 議案第３号「農地の利用目的変更申請書承認」の２番について説明します。場所と写真は資料番号㊬をご覧ください。 現地確認については８月６日（水）に内田委員、渡邊光一推進委員と行いました。事務局からの説明は以上となります。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区担当委員は８番内田委員です。よろしくお願いします。
８番内田委員	（議案第３号２番農地の利用目的変更申請書承認について説明）
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一推進委員から意見ををお願いします。
渡邊推進委員	（議案第３号２番農地の利用目的変更申請書承認について意見）
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。

	ますか。 質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。 質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
【報告第1号】 会 長	○【報告事項 農地法届出(専決事項)について】 報告事項について事務局報告をしてください。
事務局	農地法第4条届出書受理の件について2番を「朗読」。 転用目的は住宅敷地です。令和7年7月4日付、伊国農委第4号受理番号第2号にて受理しました。なお、既に住宅敷地の一部となっていることから、顛末書が提出されております。 農地法第4条届出書受理の件について3番を「朗読」。 転用目的は宅地敷地です。令和7年7月7日付、伊国農委第4号受理番号第3号にて受理しました。なお、既に住宅敷地の一部となっていることから、顛末書が提出されております。
【報告第2号】 事務局	農地法第5条届出書受理の件について1番を「朗読」。 転用目的は宅地分譲地です。令和7年4月8日付、伊国農委第5号受理番号第1号にて受理しました。なお、既に住宅敷地の一部となっていることから、顛末書が提出されております。
会 長	事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。 質問は無いようですので、続いて、質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言をしてください。 質問はないようですので報告事項を終わります。
会 長	続きまして、農用地利用集積等促進計画案について、市長より意見を求められています。 それでは事務局説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積等促進計画案を「朗読」
会 長	事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。
委 員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。

推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
会 長	(補足説明)
会 長	質問が無ければ採決に入ります。農用地利用集積等促進計画案について、異議なしの意見を提出することに賛成される農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案は異議なしとして提出します。
会 長	その他事務局より何かありますか。
その他 事務局長	○遊休農地調査について
閉 会 事務局長	以上で今月の案件は全て終了いたしました。長時間にわたるご審議ありがとうございました。 次回は令和7年9月10日(水)午後2時30分から定例農業委員会を行う予定です。時間の変更がある場合は開催通知でお知らせします。場所はあやめ会館3階多目的ホールです。それでは8月の定例総会を閉会します。本日はありがとうございました。